

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	15-3
処分の種類	家畜人工授精所開設許可の取消等			
根拠法令条例等・条項	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第26条第1項及び第2項			
処分の概要	家畜人工授精所の開設者から申請のあったとき、又は家畜人工授精所の設備等が基準を満たさなくなったとき又は開設者が法律に違反等した場合の開設許可の取消及び使用の停止命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜改良増殖法第25条第1項、同法施行規則第33条</p> <p>1 家畜人工授精所が以下の構造、設備及び器具を欠くに至ったとき</p> <p>(1)構造 処理室を有し、かつ、家畜人工授精用精液を採取し、若しくは注入し、家畜体内受精卵を採取し、若しくは移植し、又は家畜体外受精卵を移植する場所が外部から見えないような囲障があるもの</p> <p>(2)設備 処理室が衛生的操作並びに家畜人工授精用精液又は家畜受精卵及び薬品の保管に支障がないもの</p> <p>(3)器具</p> <p>ア 家畜人工授精を行う場合にあっては、その採取、検査、処理、保存又は注入に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p> <p>イ 家畜体内受精卵移植を行う場合にあっては、その採取、検査、処理保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p> <p>ウ 家畜体外受精卵移植を行う場合にあっては、家畜未受精卵の採取、処理、家畜体外受精、家畜体外受精卵の検査、処理、保存又は移植に必要な器具及びこれらの器具の消毒に必要な器具</p> <p>2 家畜人工授精所の開設者が家畜改良増殖法若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分に違反したとき</p>			
基準の制定根拠	—			